

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	ページ
秋田県知事選挙の期日(三三).....	1
秋田県知事選挙における選挙長及びその職務代理者(三三三).....	1
秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時(三四).....	1
秋田県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(三五).....	1
秋田県知事選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(三六).....	1
秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(三七).....	2
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三八).....	2
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三九).....	2
選挙長告示	
秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所(一).....	2
秋田県知事選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(二).....	2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、秋田県知事選挙を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
 選挙期日 平成十七年四月十七日

秋選管告示第三十三号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任したので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙長

秋田市大町四丁目三番四十四号 田 中 伸 一

二 選挙長の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目六番十号 岩 本 孝 一

秋選管告示第三十四号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成十七年四月二十日 午前九時三十分

秋選管告示第三十五号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十七年四月二日 午前九時三十分

秋選管告示第三十六号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年三月三十一日 午後五時三十分

秋選管告示第三十七号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第四号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百二十七条第一項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

候補者一人につき 三〇、九四六、一〇〇円

秋選管告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区の別

- 秋田市 八四、九一五
- 能代市 一四、七一一
- 横手市 一〇、九六七
- 大館市 一八、〇六九
- 本荘市 一一、一五七
- 男鹿市 八、三三八
- 湯沢市 九、三三六
- 大曲市 一〇、六四四
- 鹿角市鹿角郡 一一、五四四
- 北秋田郡 一七、九一五
- 山本郡 一三、二五三
- 南秋田郡 一九、八八三
- 河辺郡 五、一九五
- 由利郡 二〇、七九五

仙北郡 三一、六六三

平鹿郡 一八、三九二

雄勝郡 一二、四六五

秋選管告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 五十分の一の数 一九、二七五
- 二 三分の一の数 二二七、二八八

選挙長告示

選挙長告示第一号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事選挙選挙長 田中伸一

- 一 平成十七年三月三十一日正午前
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟大会議室
- 二 平成十七年三月三十一日正午以降
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局

選挙長告示第二号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年三月三十一日

一 場 所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県知事選挙選挙長 田中伸一
二 日 時 平成十七年四月十五日 午前九時三十分 秋田県選挙管理委員会事務局

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄